

# 相続放棄の申述について

静岡家庭裁判所

## 1 概要

相続が開始した場合、相続人は次の三つのうちのいずれかを選択できます。

- ① 相続人が被相続人（亡くなった方）の土地の所有権等の権利や借金等の義務をすべて受け継ぐ単純承認
- ② 相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がない相続放棄
- ③ 被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐ限定承認

相続人が、②の相続放棄又は③の限定承認をするには、家庭裁判所にその旨の申述をしなければなりません。ここでは、②の相続放棄について説明します。

## 2 申述人

相続人（相続人が未成年者又は成年被後見人である場合には、その法定代理人が代理して申述します。）

未成年者と法定代理人が共同相続人であって未成年者のみが申述するとき（法定代理人が先に申述している場合を除く。）又は複数の未成年者の法定代理人が一部の未成年者を代理して申述するときには、当該未成年者について特別代理人の選任が必要です。

## 3 申述期間

申述は、民法により自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に行わなければならないと定められています。

## 4 申述先

住民票の除票又は戸籍の附票に記載された、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所が申述先となります。

被相続人の最後の住所地が静岡県内の場合の、申述先となる家庭裁判所は次のとおりです。

被相続人の住民票上の最後の住所地	申述先となる家庭裁判所
静岡市	静岡家庭裁判所
島田市、焼津市、藤枝市 御前崎市のうち御前崎、白羽及び港 牧之原市、榛原郡	静岡家庭裁判所島田出張所
沼津市、御殿場市、裾野市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、 駿東郡、田方郡	静岡家庭裁判所沼津支部
熱海市、伊東市	静岡家庭裁判所熱海出張所
下田市、賀茂郡	静岡家庭裁判所下田支部
富士市、富士宮市	静岡家庭裁判所富士支部
掛川市、御前崎市（御前崎、白羽及び港を除く。）、菊川市、 周智郡	静岡家庭裁判所掛川支部
浜松市、磐田市、袋井市、湖西市	静岡家庭裁判所浜松支部

被相続人の最後の住所地が静岡県以外の場合の申述先については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご確認ください。

## 5 申述に必要な費用

収入印紙 申述人1人につき、800円分

郵便切手 申述人1人につき、84円×3枚、10円×3枚

※ 収入印紙と郵便切手はあらかじめお買い求めの上、申述に必要な書類と一緒にご提出ください。

## 6 申述に必要な書類

### (1) 相続放棄の申述書

別掲の【申述書の書式】と【記載例】を参照の上、作成してください。

### (2) 戸籍等

被相続人と申述人との関係によってご準備いただく戸籍等の範囲が異なりますので、別紙「ご準備いただく戸籍等」を参考にしてご準備ください。

### (3) 金融機関、公共機関等から送付された通知書や督促状の写し（該当する方のみ）

金融機関、公共機関等から送付された通知書や督促状によって、被相続人に負債があることを知った方については、その通知書や督促状の写しをご提出ください。

そうしたものが複数ある場合は、最初に受け取ったもので、それによって初めて被相続人に負債があることを知ったときのもの（被相続人及び申述人の氏名並びに当該通知書や督促状の作成日付が記載されているものが望ましい）をご準備ください。

写しをご提出いただく通知書や督促状は、次のようなものが考えられます。

- ・市役所からの税金（市民税、固定資産税等）の滞納の通知書
- ・金融機関やローン会社からの支払督促状

滅失等の理由により、こうした通知書や督促状の写しをご準備できない場合は、申述先の裁判所にご相談ください。

※ 事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

## 7 その他

相続人が、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に相続財産の状況を調査してもなお、相続を承認するか放棄するかを判断する資料が得られない場合には、相続の承認又は放棄の期間の伸長の申立てにより、家庭裁判所はその期間を伸ばすことができます。

(別紙)

## ご準備いただく戸籍等

※ 同じ書類は1通で足りませ。

※ 同一の被相続人についての相続の承認・放棄の期間伸長事件又は相続放棄申述受理事件が先行している場合、その事件で提出済みのものは不要です。

※ 戸籍等の謄本は、戸籍等の全部事項証明書という名称で呼ばれる場合があります。

※ もし、申述前に入手できない戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申述後に追加提出することでも差し支えありません。

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

### 【共通】

① 被相続人（亡くなった方）の住民票除票又は戸籍附票

② 申述人（放棄する方）の戸籍謄本

※ ①と②については、以下のいずれの場合でも必要になります。

### 【申述人が、被相続人の配偶者の場合】

③ 被相続人の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

### 【申述人が、被相続人の子又はその代襲者（孫、ひ孫等）（第一順位相続人）の場合】

③ 被相続人の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

④ 申述人が代襲相続人（孫、ひ孫等）の場合には、被代襲者（本来の相続人）の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

### 【申述人が、被相続人の父母・祖父母等（直系尊属）（第二順位相続人）の場合（先順位相続人等から提出済みのものは添付不要）】

③ 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

④ 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいらっしゃる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

⑤ 被相続人の直系尊属に死亡している方（相続人より下の代の直系尊属に限る（例：相続人が祖母の場合、父母））がいらっしゃる場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

### 【申述人が、被相続人の兄弟姉妹及びその代襲者（おいめい）（第三順位相続人）の場合（先順位相続人等から提出済みのものは添付不要）】

③ 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

④ 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいらっしゃる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

⑤ 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

⑥ 申述人が代襲相続人（おい、めい）の場合、被代襲者（本来の相続人）の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本